

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年6月10日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第27号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和39年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給を受ける職員) 第2条 略</p> <p><u>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「該当しない日」とあるのは「該当しない日に割り振られた勤務時間」と、「要する日」とあるのは「要する時間」と、「従事した日」とあるのは「従事した時間」と、「勤務しなかった日」とあるのは「勤務しなかった時間」とする。</u></p>	<p>(支給を受ける職員) 第2条 給与条例第11条の4第1項の人事委員会規則で定めるものは、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項に規定する週休日及び給与条例第12条に規定する休日等に該当しない日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、専ら次に掲げる職務に従事した日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務しなかった日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上である職員とする。</p> <p>(1) 給与条例第11条の4第1項第1号の職員にあっては、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第2項各号に掲げる職務</p> <p>(2) 給与条例第11条の4第1項第2号の職員にあっては、森林法（昭和26年法律第249号）第187条第2項各号に掲げる職務</p> <p>(3) 給与条例第11条の4第1項第3号の職員にあっては、水産業を行い、又はこれらに従事する者に接して、水産業に関する技術及び知識を普及指導する職務</p>

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。